

横浜市立大綱小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定

令和 5年3月 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈である。

② いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 組織の設置及び組織的な取組

「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と関係機関の連携を図る。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、弁護士、医師などの外部専門家の助言や参加を求める。

① 「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・組織の構成員 常設：管理職、教務、児童支援専任、学年主任、（養護教諭）
臨時：管理職、児童支援専任、当該学年主任及びクラス担任等

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は学校として組織的に対応方法を決定するとともに、会議録を作成、保管し（5年間）、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

① いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

本校では、いじめの未然防止を図るために、一人ひとりがお互いを大切に思う意識を育て、人権意識を向上できるような学校風土を育てていく。そのために、次のような取組を行っていく。

○人権教育の推進 ～「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくり～

互いの良さを認め合い、生かしあう子を育成する。特に人とのふれあい、学び合いを通して、自分が大切にされていると感じられる環境づくりを目指していく。

○道徳教育の推進

子どもが様々な学びの中で、気づきや実感をひとつひとつ積み重ねることで、命の大切さを実感し、いじめに向き合う心を総合的に育てる。「公正、公平、社会正義」「善悪の判断、自立、自由と責任」「正直、誠実」「節度、節制」「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「生命の尊さ」などの内容項目において、発達段階に応じて、いじめやそれを取り巻く事項を扱い、道徳科の学習全体を通して児童の心を育てる。

○学年チームによる分かる授業づくり

学年をチームとして、授業交換、合同授業等を積極的に行い、複数の教員の目で学年の子ども一人ひとりをより広く、深く観察・理解し、指導にあたるようにする。

○「大綱小学校スタンダード」の活用

学校生活の基本的な約束を理解、徹底させることで、すべての子どもが安心して学校生活や学習活動に取り組めるようにする。

○友人関係、集団づくり、社会性の育成

ふれあい活動等で友だちとの関わり合いを通して、相手を思いやり、尊重する心や人のために役立つこと、認められることの喜び、自己有用感をもてるようにする。

○コンサルテーションの実施

専門家に授業の様子や児童の実態を見てもらい、助言を得ることで、より適切に児童を理解し、指導、対応できるようにする。

② いじめの早期発見

「いじめはいつでもどこでも起こり得る」という前提のもと対応する。いじめを発見した場合、組織的に対応するとともに、いじめを繰り返させない体制づくりを行う。また、常日頃児童及び保護者の悩みや不安な気持ちに答えられるよう、教育相談体制を充実させ、問題が小さいうちに解決するよう努力する。また、教職員がいじめに対して適切に対応できるようにいじめに対する研修を行う。

○いじめの定義理解を含む教職員への研修

○いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（定期的な情報共有）

○定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、横浜プログラムの実施

○定期的な教育相談の実施

・個人面談（5，7，12月）

・学校カウンセラーによる教育相談（毎月3回～4回）

○保護者、地域、関係機関との連携

○SNS等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

○子どもたちの主体的な取組への支援

（児童会活動、あいさつ運動 等）

③ いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的に迅速に対応し、学校全体で被害児童を守り、解決に向けて支援をする。被害児童・保護者の心に寄り添う支援、加害児童・保護者に対する再発防止に向けた適切な指導及び逆いじめが発生することのないよう支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたると思われる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報する。また、指導・支援にあたっては、警察署等関係機関・専門機関と連携していく。

・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

・保護者の協力、警察署等関係機関、専門機関との連携

④ いじめの解消の要件

いじめの解消とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- 2 いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめ防止対策委員会や職員会議で情報を共有し、全教職員で継続して指導をする。

⑤ 研修等の実施

○児童理解・共有の推進（毎月の職員会議では各クラスの児童の様子について情報共有）

○いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実

○特別支援教育の推進・充実

- ・授業のユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり
- ・児童理解研修の充実

⑥ 「学校運営協議会」「学校・家庭・地域連携事業」「PTA 役員会」等の活用

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、いじめを起こさせない風土の醸成に努める。

⑦ 取組の年間計画

月	教職員	児童	常時
4月	大綱小学校スタンダードの確認 いじめ防止基本方針の確認 いじめ防止対策委員会の設置 児童理解研修（いじめの定義） 引継ぎ	児童会活動のテーマと年間計画作成 個別支援学級と一般級との交流 ふれあいオリエンテーション	・いじめ認知 報告書作成 （毎月）
5月	個人面談 学校運営協議会	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート） 子ども面談 スマホ・ケータイ安全教室 あいさつ運動開始 校内スピーチコンテスト	・生活アンケート （児童の実態把握） ・スクールカウンセラー（SC）との教育相談、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールサポーターとの連携
6月	児童理解研修（YP アセスメント分析）支援検討会	区スピーチコンテスト 学校生活アンケートの実施 SOS の出し方教育プログラム	
7月	個人面談 児童理解研修（子どもの命に係る研修） 特別支援教育研修 学校運営協議会	小中ブロック子ども会議（8月区交流会に向けて） 「誰にとっても居心地の良い学校とは」	
8・9月	人権研修（LGBTQ について）	横浜子ども会議 区交流会 ふれあい遠足	

10月	特別支援教育研修	ふれあい運動会	・児童、 保護者との 教育相談
11月	学校運営協議会 問題解決型ケース会議 児童理解研修（学級状況チェックシート分析）支援検討会	学校生活アンケートの実施 子どもの社会的スキル横浜プログラム	
12月	児童理解研修（いじめ防止研修） 個人面談学校評価アンケート	人権週間取組 いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート） 子ども面談	
1月	特別支援教育研修		
2月	学校運営協議会 学校説明会 年度の振り返り 学校いじめ防止基本方針の見直し		
3月	新年度への引継ぎ （幼稚園・保育園、中学校） 大綱小スタンダードの見直し	地域の方々へ感謝を表す会 お別れ集会 卒業式	

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条 第1項）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 発生の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。その調査結果を教育委員会に報告する。

④ 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて少なくとも年1回点検を行い、必要に

応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

学校いじめ防止対策基本方針の改定後は、学校のホームページで公表し、保護者や地域が基本方針の内容を確認できるようにする。